

令和5年6月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 財政課

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準の一部改正について

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準を一部改正し、令和5年6月1日以降の入札公告、指名通知の対象となる案件から適用します。

記

改正内容

運用基準の適用範囲を変更

※「予定価格が50万円以上の建設工事」を「予定価格が130万円を越える建設工事」に変更。

算定式の変更等

※算定式の改正、工事区分⑦名称の変更、工事区分⑩の削除。